

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	川口市 身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

身体障害者手帳の交付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年12月26日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法に基づき、対象者に身体障害者手帳を交付している。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>①身体障害者手帳の申請受理、その申請に係わる事実についての審査、応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの受理、その届出に係わる事実についての審査、応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉システム ・共通基盤システム(府内連携システム) ・団体内統合宛名システム ・住登外管理システム ・中間サーバ ・既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 別表の20項 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令第22条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供について】 番号法第19条第8号(別表の第1欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令2条(同表の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項)</p> <p>【情報照会について】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報連携はシステムによる自動連携を行っているため。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報連携はシステムによる自動連携を行っているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	障害福祉課長 日露 輝夫	障害福祉課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第二における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項) (以下略)	【別表第二における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項) (以下略)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号すれにかかる変更
令和5年3月1日	IIしきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	2017/9/30	2022/4/1	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年3月1日	IIしきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	2017/9/30	2022/4/1	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・共通基盤システム(府内用連携システム)	・共通基盤システム(府内連携システム)	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・団体内統合宛名システム(宛名システム等)	・団体内統合宛名システム	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・税宛名管理システム	・住登外管理システム	事後	システム表記の統一によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 別表第一の11項 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 別表の20項 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令第22条</p>	事後	番号法別表の改正に伴う変更
令和7年12月26日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第二における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項) ・別表第二(第10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、10 6、108、116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9・11・12・12の2・14・20・21・22・27・28・29・30・31・42・43の4・53・55・59の2条</p> <p>【別表第二における情報照会】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>【情報提供について】 ・番号法第19条第8号(別表の第1欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令2条(同表の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項)</p> <p>【情報照会について】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	番号法別表第2の廃止及び主務省令の制定に伴う変更
令和7年12月26日	II しきい値判断項目－1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の変更による修正
令和7年12月26日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	IVリスク対策－8人手を介在させる作業	－	項目追加	事後	評価書の様式変更
令和7年12月26日	IVリスク対策－11最も優先度が高い考えられる対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更